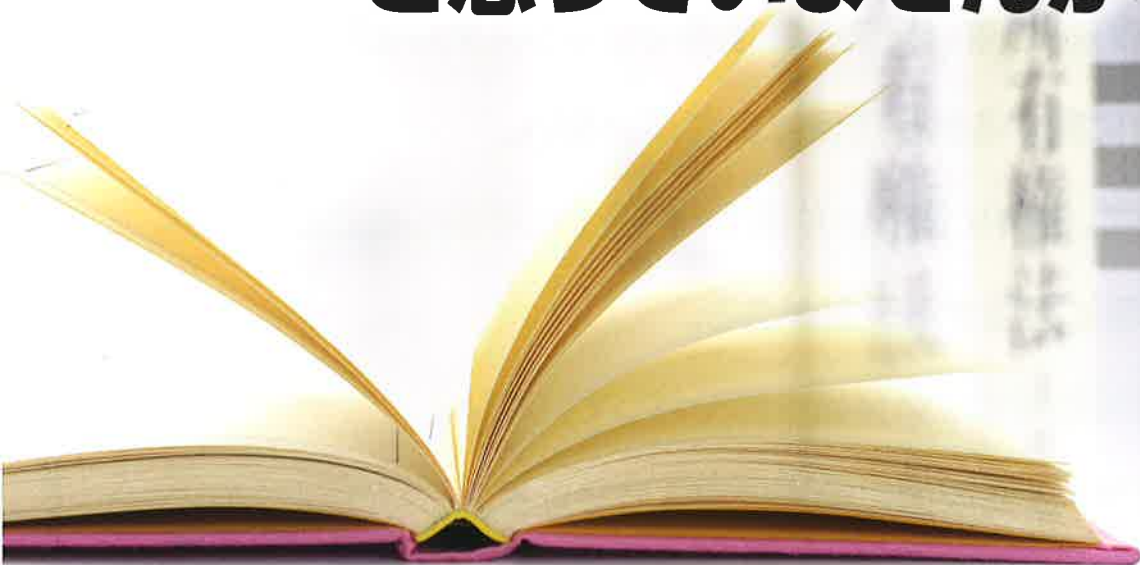


知的財産なんて関係ない と思っていませんか？



特許法
特許法

店舗や商品の**ネーミング**や**ロゴ**を勝手に使っているけど大丈夫？

商品・技術、**競合他社**の**動き**を知る方法は？

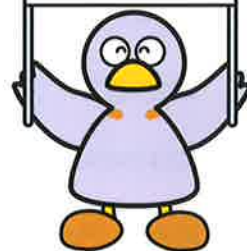
新製品の**技術**や**デザイン**の**保護**はどうしよう！

「我が社のマネをするな！」突然他社から**侵害警告**！

競合他社からの**模倣を防ぐ**には何が必要？

展示会で自社の**ノウハウ**が**漏れている**かも！

相談無料



埼玉県マスコット「コバトン」

知的財産総合支援センター埼玉がこんな相談に応じます！

秘密は厳守いたします

まずはお電話で
ご予約を
☎048-621-7050

知的財産に詳しい
知財アドバイザーが
無料で相談対応します

必要に応じて、
他の支援機関との**連携支援**や
弁護士等の専門相談も行います



中小企業の未来を創造する信頼のパートナー

公益財団法人 **埼玉県産業振興公社**



知的財産のチェックリスト

1つでもチェックがついたら、是非ご相談ください

- ☐ 自社にとっての知的財産が何なのかよくわからない。
- ☐ 他社の商標や特許等を無料で簡単に検索できるシステムを知らない。
- ☐ 社内に知的財産に関する教育を受けた者がいない。
- ☐ 契約内容について、知財に詳しい弁護士、弁理士に相談したことがない。
- ☐ 展示会・商談会等に出展する予定がある。
- ☐ 社外に出せる情報と出せない情報を分けしていない。
- ☐ 関係者以外が工場・研究所内に簡単に出入りできる。
- ☐ 従業員の就業規則等に情報管理規定や罰則規定、職務発明規程や守秘義務の記載がない。
- ☐ 海外に生産拠点を新設／海外でOEM生産する計画がある。
- ☐ 出願・権利化(国内外)費用の減免制度を知らない。

総合相談

専門相談

特許情報プラットフォーム(J-PlatPad)検索
アドバイス

知財経営
促進支援

電子出願支援

ご予約・ご相談はこちら



048-621-7050

WEBからはこちら →



公益財団法人 埼玉県産業振興公社

知的財産総合支援センター埼玉 (INPIT埼玉県知財総合支援窓口)
埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2新都心ビジネス交流プラザ3階

■月曜～金曜: 9時～17時 (12時～13時は除く)

■第2・第4土曜: 9時～12時

E-mail: chizai@saitama-j.or.jp

●「北与野駅」下車、正面

●「さいたま新都心駅」下車、徒歩7分

(歩行者専用通路で、けやきひろばを抜けて北与野駅へ)



<https://www.saitama-j.or.jp/chizai/>

知財 埼玉



知的財産のチェックリスト

1つでもチェックがついたら、是非ご相談ください

- ☐ 自社にとっての知的財産が何なのかよくわからない。
- ☐ 他社の商標や特許等を無料で簡単に検索できるシステムを知らない。
- ☐ 社内に知的財産に関する教育を受けた者がいない。
- ☐ 契約内容について、知財に詳しい弁護士、弁理士に相談したことがない。
- ☐ 展示会・商談会等に出展する予定がある。
- ☐ 社外に出せる情報と出せない情報を区別していない。
- ☐ 関係者以外が工場・研究所内に簡単に出入りできる。
- ☐ 従業員の就業規則等に情報管理規定や罰則規定、職務発明規程や守秘義務の記載がない。
- ☐ 海外に生産拠点を新設／海外でOEM生産する計画がある。
- ☐ 出願・権利化(国内外)費用の減免制度を知らない。

総合相談

専門相談

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)検索アドバイス

知財調査促進支援

電子出願支援

ご予約・ご相談はこちら

048-621-7050 WEBからはこちら

公益財団法人 埼玉県産業振興公社

知的財産総合支援センター埼玉 (INPIT埼玉県知財総合支援窓口)

埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2新都心ビジネス交流プラザ3階

■月曜～金曜: 9時～17時(12時～13時は除く)

■第2・第4土曜: 9時～12時

E-mail: chizai@saitama-j.or.jp

●「北与野駅」下車、正面

●「さいたま新都心駅」下車、徒歩7分

(歩行者専用通路で、けやきひろばを抜けて北与野駅へ)



<https://www.saitama-j.or.jp/chizai/> 知財 埼玉

●**知的財産**: 特許(技術、アイデア)・意匠(デザイン)・商標(ネーミング、ロゴ)のほか、著作物・営業秘密(ノウハウ、顧客情報)なども含まれる
⇒知財のない企業はない

●**j-platpat**(ジェイ・プラット・パット): 特許庁の外郭団体であるINPIT(インピット: 工業所有権情報・研修館)が運営する情報検索サービス。特許庁への出願情報を無料・簡易に検索することが可能。知財センターで使用方法について支援可能。

●**知財のオーダーメイド研修**: 知財力向上支援。5回程度で自社に必要な知財に関する研修を行う(有料: 公社会員2千円、非会員2万円(5回で))。

●**契約の種類**: 共同研究／共同開発契約・秘密保持契約・技術導入契約・技術移転契約・ライセンス契約・知財の譲渡契約・著作権関係の契約 等

●**展示会・商談会**: 技術や外観の模倣、ノウハウ流出のリスク(別紙: 展示会の落とし穴チラシ参照)

●**営業秘密管理体制**:
流出した場合に営業秘密として不正競争防止法で保護されているためには3つの要件が必要
⇒秘密管理性(秘密として管理されていること: パスワード、部外秘の表示)、有用性(営業上or技術上有用であること)、非公知性(公然と知られていないこと: 刊行物掲載や学会発表等)

●従業員が退社する際に問題となるケースが多い: 特に職務発明、守秘義務

●**海外展開**: 知的財産権は各国で発生(日本の特許権や商標権は海外では行使できない＝展開先の各国での権利取得が必要)。

●**中小企業向け減免制度**: 特許の出願審査請求料・特許料1～10年分1/2、国際出願手数料1/2、外国出願補助金 等

知財相談について

原則1時間・予約優先。来所による相談がメインだが、現物を見ながら・複数人での相談、研修の場合など、必要に応じて出張相談も可能(中小企業に限る)。知財専門家を活用しての支援も行っている。

展示会の落とし穴 ～あなたの会社は大丈夫??～

展示会や商談の際には、以下のような知財リスクが潜んでいます

- ・模倣品が出回る
- ・第三者による先取り出願・買取要求
- ・他社の権利が存在する
- ・営業秘密が漏れいる

1) 社名・ロゴマーク・名刺

- 社名やロゴマークを真似られてしまった!
- 他人の登録商標を侵害していた!

2) 会社パンフレット

- 丸ごと模倣が起こるリスク!

巧妙な模倣では、製品からキャッチコピーまでセットで模倣なんて事も。

4) 商品の現物展示

- 撮影により模倣されやすい

外観形状、色、材質の特徴、部分的なデザイン等。コピー商品や偽ブランド等の被害にあうかも。

7) サンプル

- 構造や材質まで判明するリスク

模倣品や類似品が市場に出回るきっかけに。競合他社に開発のヒントを与える事にも。

3) 製品カタログ

- 外観からはわからない技術情報を渡しているリスク

既存製品との比較や性能試験データ、内部構造の図解など詳細に記載していませんか? 潜在的競合先が商談を装ってカタログを入手に来ることもあります。

5) 映像情報

- 短くとも多くの情報が!

丸ごと撮影されてしまうリスク

現場の様子が映り込んでいませんか?

(製造工程で使われている工具や装置、その製品の使用方法・用途・メンテナンス、工場や作業場のレイアウト、熟練職人の手の動きや工具の使い方等)

6) 図面

- 見積り依頼や発注時の図面が流出!

中には取引を進めることよりも、図面を入手することが一番の目的の企業も。

8) 営業トーク

来場者に問われるまま、まだ出展していない次の開発話をしてしまっているケースも。

ノウハウ流出のリスクを常に意識!

情報を欲しがっている相手から見れば、またとない情報入手のチャンスです。

＜どのような対策をとることができるでしょうか＞

1), 2) 社名・製品名・ロゴマーク

社名やロゴは商標権を取得しておきましょう。登記とは別です!
事前の商標権調査を行い、商標権侵害とならないようにしましょう。

3) 製品カタログ

自社の技術の公開できる範囲を確認しておきましょう。
基本的に製品カタログは、既存の取引先等に限って渡すか、新規見込み客には段階を踏んで情報を出して行く方が無難です。
商談相手の実態をきちんと把握することが重要でしょう。

4), 7) 現物・サンプル

技術やデザインは公開する範囲を明確にしましょう。
特に技術的な要素がある製品やデザインに特徴のある製品などは特許や意匠出願前にはサンプル出品しないようにしましょう。
商談や先方の関心事の段階に応じて、誰にどこまでサンプルを渡すか、展示会の前に方針を決めて社内で周知しておくとも良いでしょう。

5) 映像

第三者から見たらどう見えるかを、客観的にチェックした上で、プロモーション映像の制作を行うことが必要でしょう。
また、他者の撮影した映像を使用する場合には、著作権にも注意が必要です。

6) 図面

事前に相手先の信用調査を実施したり、取引先や商社等に評判を尋ねる等、第三者の評価を確認することが重要です。
一部の部品を外注するだけであれば、製品全体の図面を渡さずに、部品の該当箇所だけに限って図面を提供する方法もあります。
商談等具体的な話となるのであれば秘密保持契約(NDA)を結びましょう。

8) 営業トーク

担当者に資料を確認してもらい、どこまで話して良いのか、あらかじめ明確にしておくことが大事です。

以上のように、展示会出展にあたっては、

● **自社のノウハウや権利化前の情報等の流出を防ぐ**

- ・展示会出展前に出展資料を第三者の観点からチェックするとともに、公開してよい範囲を事前に社内で確認する
- ・展示会担当者に知財流出リスクを認識してもらう

● **他者の権利侵害となっていないか注意し、自社の知的財産の権利化を図る**

- ・他社の権利取得状況をチェックし、自社の社名・ロゴ・製品名等を適切に権利化する **ことが重要です！！**

また、**他社の模倣や冒認出願^{※1}のリスク**に備え、

- ・展示会出展前に、展示予定の製品名・技術・物品等について、先使用の証拠や公知・公用^{※2}の証拠を確保する

- ・展示会出展時には、出展した事実を「出展日」「展示内容」と共に証拠として残しておく **ことも重要です**

※1 冒認出願：出願する権利のない者が出願し、権利を取得してしまうこと

※2 公知・公用：公然に知られまたは公然に実施されていること

少しでも不安を持たれたらこちらまで ↓

公益財団法人 埼玉県産業振興公社
Saitama Industrial Promotion Public Corporation

I N P I T 埼玉県知財総合支援窓口
知的財産総合支援センター埼玉

住 所：さいたま市中央区上落合 2 - 3 - 2
新都心ビジネス交流プラザ 3 F

営業時間：平日 9:00～17:00（12:00～13:00は除く）
第2・第4土曜 9:00～12:00

TEL：048-621-7050

FAX：048-857-3921

E-mail：chizai@saitama-j.or.jp

**相談
無料**



まずはお電話で
ご予約を
048-621-7050

知財に詳しい
アドバイザーが
相談対応します

必要に応じて、弁理士、
弁護士の専門相談も無
料で受けられます

出願・権利化支援やノウハウ管理のほか、
以下のような支援も行っております。

- 契約書（秘密保持契約、共同開発契約、共同研究契約、
ライセンス契約等）のチェック
- 先行技術・先行商標調査方法のアドバイス
- 知財人材の育成
- 侵害絡みのご相談
- ブランド戦略／デザイン戦略の検討 …etc



お気軽にご相談ください。

創業・開業される皆さん、 その社名や商品名、使っても大丈夫？



新しい事業を立ち上げることにしました！
店名も決まったし、ホームページとチラシも作らなきゃ

おめでとうございます。
ところで商標の確認はしましたか？



知財総合支援窓口

え？ 商標ってなに？

商標とは、商品やサービスに使用する
「名前」や「マーク」のことです。

商標を確認しないと、どんなリスクがあるの？



その商標を他人が商標登録していた場合、
商標権侵害 となることがあります。

知らなかった、では済みません。
社名や商品名を変更せざるを得なくなったり、
会社の信用を失って、うまく商売できなくなることも・・・



知財総合支援窓口

社名や商品名に使うマークやネーミングは、
「商標権」として権利化しておきましょう。

これは **登記とは別** です！

自分の社名・商品名を安心して使い続けたいですね。

☆ 社名、商品名・サービス名を決める前、使う前には、

商標調査

をしましょう。

☆ 安心して事業を行い、自社ブランドとして発信するために、

商標権の取得

を考えましょう。



知的財産総合支援センター埼玉（INPIT埼玉県知財総合支援窓口）では、
商標について考える事業者様を無料でサポートします。お気軽にご相談下さい。
【お問合せ】TEL： 048-621-7050

E-mail： chizai@saitama-j.or.jp

URL： <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/saitama>

商標登録も無事済んだし、安心してビジネスできます！



支援機関向け知的財産研修

～中小企業支援における知財の視点～

公益財団法人埼玉県産業振興公社
知的財産総合支援センター埼玉
INPIT埼玉県知財総合支援窓口

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

なぜ知的財産の支援が必要か？

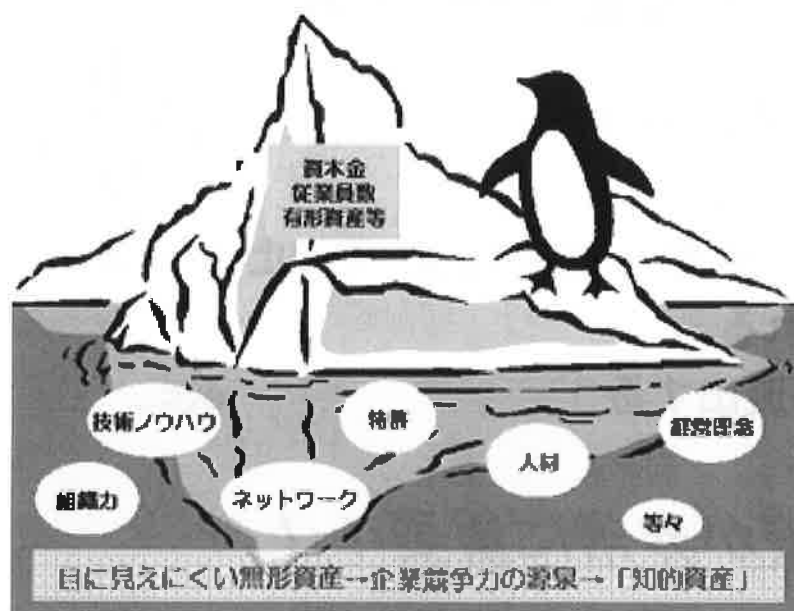
知的財産(知財)＝無形資産

需要＜供給 の時代

コスト重視・選ばれないと売れない

⇒有形資産に比べ
無形資産の役割が増大

⇒ユーザーの価値観をすくいとり、
変化に機敏に対応できないと
企業は生き残れない



※出典 経済産業省近畿経済産業局「知的資産経営のすすめ」

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

なぜ知的財産の支援が必要か？

～ 企業経営に知財が直結 ～

- 事業の差別化・優位性の確保
⇒攻撃は最大の防御！
- リスク回避
⇒経営のつまづきを避ける
- ブランド化
⇒自社の強みを見える化・財産化・PR力/交渉力アップ
- 事業承継
⇒属人化した技術やノウハウの伝承
- 新事業・新製品開発
⇒強みを理解することで他分野での活用に



2

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

なぜ知的財産の支援が必要か？

知財のトラブル・・・経営への打撃大

- 他者に自社の知的財産を取られる
(模倣・盗用・権利化)
- 他者の権利を知らずに侵害 → 損害賠償、差し止め
- 不利な契約を結ばされる
- 社内の重要な情報が流出する



etc...

⇒事前の対策が非常に重要！！

3

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

お客様をトラブルから守る！

(1) 侵害絡みのトラブル

- 他社から突然 **侵害警告** を受けた
＜きっかけ＞

- ・ホームページ掲載、SNS
- ・新聞、雑誌への掲載
- ・商品／サービスのリリース
- ・商品／サービスのヒット

- 特許権
(製品に関する技術)
- 商標権
(商品名/サービス名・屋号など)
- 意匠権
(製品外観・パッケージなど)
- 著作権
(写真・イラスト・図形など)



- 他社の **権利** を侵害していることがわかり、
商品化・名称使用を断念

⇒提携先、元請け、下請けにも多大の迷惑が！！

4

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

お客様をトラブルから守る！

(2) 契約絡みのトラブル

- 契約内容に注意を払わないことによるトラブル
 - ・権利は相手方が有するとした契約
 - ・実際は侵害していない権利に対するロイヤリティ支払契約
 - ・製品納入元に一連の技術の無償実施を許諾する契約
 - ・ミニマムロイヤリティ(最低支払)条件を含む契約
- 契約を結んでいないことによるトラブル
 - ・デザインを外注したが譲渡契約を結ばずにいたため、
使い方が制限されてしまった



5

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

お客様をトラブルから守る！

(3) 機密管理に関するトラブル

- ライバルメーカーへの流出
- 海外への流出
- 他社による製品化(盗用)

＜きっかけ＞

- ・ 展示会、商談会
- ・ ホームページ
- ・ 製品パンフレット
- ・ 図面、金型の提供



出典:「展示会の落とし穴 経済産業省近畿経済産業局」から転載・編集

6

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

転ばぬ先の一言 「知財センターに相談したら？」 ～こんな話題には、知財が潜んでいます～

	お客様の話題	関連する知財
創業	お店を開きたい(開いた、開いている)	店名・店名ロゴ(商標権)
	会社を起こしたい(起こした)	ロゴ・キャラクター(著作権)→譲渡契約の検討
P R	商品をPRしたい(している)	イラスト・写真・キャッチコピー・キャラクター(著作権) →使用許諾、譲渡契約の検討
	ホームページ・パンフレットを作りたい (リニューアル予定である)	商品名・商品ロゴ(商標権) 商品デザイン(意匠権)
	技術発表したい	開発技術(特許権、実用新案権)
	商談展示会、販路マッチング、コンテスト へ出展する	独自ノウハウの管理(技術情報・レシピ等:営業秘密)
技術 製品開発	商品を開発したい(した)	開発技術(特許権、実用新案権) 商品名・商品ロゴ(商標権) 商品デザイン(意匠権)
	ビジネスモデルを作る(作った)	キャラクター(著作権) 関連契約
	他社と共同開発する(している)	秘密保持契約、共同開発契約(権利内容・費用分担等)
	他社に委託して開発・製造する	委託契約(委託先との権利関係)
	産学連携したい	共同研究契約、研究技術(特許権、意匠権)

7

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

転ばぬ先の一言「知財センターに相談したら？」

～こんな話題には、知財が潜んでいます～

	お客様の話題	関連する知財
資金調達	開発補助金を申請したい(した)	開発技術(周辺特許の事前調査、および特許権、意匠権)
	クラウドファンディングを活用したい	イラスト・写真・キャッチコピー・キャラクター(著作権) →使用許諾、譲渡契約の検討 商品名・商品ロゴ(商標権) 商品デザイン(意匠権) 開発技術(特許権、実用新案権)
管理	工場・事業所への訪問がある	秘匿情報の保護管理 (秘匿情報の特定、入所管理、禁止表示、覆い、スマホ撮影禁止、説明範囲)
	情報管理の信頼性をアピールしたい	
	図面の開示を要求された	
経営	事業承継したい	知的財産全般の整理(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・営業秘密等)
	技術力・開発力をアピールしたい/ 下請けから脱却したい	開発技術(特許権、実用新案権)、技術情報(営業秘密)、 関連契約
	海外に進出・販売したい/ 海外での模倣を防ぎたい	海外での権利化(特許・実用新案・意匠・商標) →海外展開支援(INPIT、JETRO等との連携)

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

以下のような事項もご相談ください

- 考えたこと(アイデア・創作物等)が何かの権利になるか知りたい
- 知的財産権を取得したい(出願したい)
- 知的財産権取得の費用を低減したい(減免制度活用)
- 技術動向や、他社がどんな権利を取っているのか知りたい
- 自社にどんな知的財産があるのか知りたい/整理したい



知財は簡単に検索できます(無料)

～特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)～

検索・活用方法について、
知財センターで支援可能！

- 企業の出願情報
(強み・特徴)
 - 市場ニーズ(市場適合性)
 - 競合関係(競合優位性)
- などの把握が可能



独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運用

→下調べして臨むことで、ヒアリング内容(社長の想い・現状課題・これから
の経営の方向性)が充実。支援の幅が広がる。

12

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

相談窓口のご案内

相談無料！

公益財団法人 埼玉県産業振興公社
知的財産総合支援センター埼玉
INPIT埼玉県知財総合支援窓口

さいたま市中央区上落合2-3-2
新都心ビジネス交流プラザ3階

月～金: 9時～17時
(12時～13時は除く)

第2・第4土曜: 9時～12時
(祝日、年末年始は除く)

土曜開設
しています！

TEL 048-621-7050

E-mail chizai@saitama-j.or.jp

URL <https://www.saitama-j.or.jp/chizai/>



- 窓口での相談 ■企業に訪問しての相談
- 知財専門家利用(弁理士・弁護士・中小企業
診断士・ブランド専門家等)
- 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の
検索方法アドバイス
- オーダーメイド知財研修
- テレビ電話相談(狭山・秩父)



13

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

知的財産権の種類

創作意欲を促進

知的創造物についての権利等

- 特許権(特許法)** ○「発明」を保護
○出願から20年
- 実用新案権(実用新案法)** ○物品の形状等の考案を保護
○出願から10年
- 意匠権(意匠法)** ○物品のデザインを保護
○登録から20年
- 著作権(著作権法)** ○文芸、学術、美術、音楽、プログラムなどの精神的作品を保護
○死後70年(法人は公表後70年、映画:公表後70年)
- 回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)** ○半導体集積回路の回路配置の利用を保護、利用権
○登録から10年
- 育成者権(種苗法)** ○植物の新品種を保護
○登録から25年(樹木30年)
- 営業秘密(不正競争防止法)** ○ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

営業秘密: 秘密として管理、有用であること、公然知られたものでないこと
要件すべて具備したもの

信用の維持

営業上の標識についての権利等

- 商標権(商標法)** ○商品・サービスに使用するマークを保護
○登録から10年(更新あり)
- 商号(商法)** ○登記された「商号」を保護
- 商品等表示(不正競争防止法)** ○周知・著名な商標等の不正使用を規制
- 地理的表示(GI)** ○品質、社会的評価その他の確立した特定が産地と結びついている商品の名称を保護



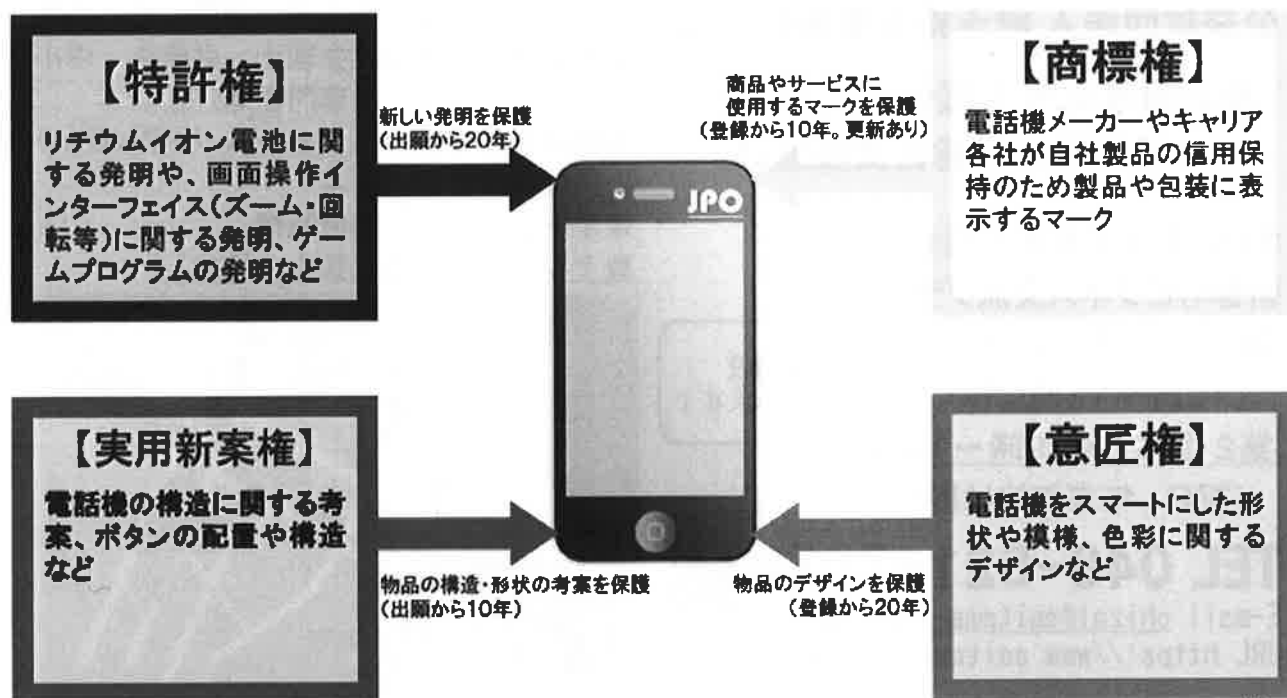
産業財産権=特許庁所管

(注)特許、実用新案、意匠、商標を産業財産権という。

特許庁HPを引用して作成
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai/02.html>

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。14

【産業財産権とは】



【知的財産権の身近な例】

意匠権

プラスチックボトルの
形状(デザイン)

商標権

〔商品商標〕

い・ろ・は・す
I LOHAS

〔ハウスマーク〕

Coca-Cola



(出典) いろはす公式HP <https://www.i-lohas.jp/>

特許権

軽量化と強度の両立を
実現し、飲み終えたボ
トルを手軽に絞って減
量できるくびれ構造等

著作権

写真・ポスター・商品
パッケージデザイン
等

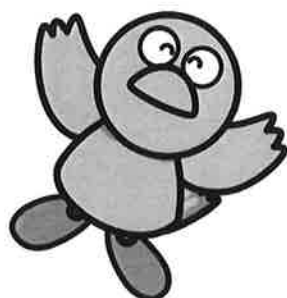
営業秘密

コカ・コーラの原液
のレシピ

16

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。

「これは知財だ!」と思ったときも、
「これは知財?(関係ある?)」と、わからないときも、
ぜひお気軽にお問合せ下さい!



埼玉県マスコット「コバトン」

ぜひ連携支援を
お願いします!

17

(公財)埼玉県産業振興公社 本資料を許可無く転載することを禁じます。